

○災害救助法施行細則

昭和35年5月2日

栃木県規則第35号

災害救助法施行規則を次のように定める。

災害救助法施行細則

(災害の程度に係る報告等)

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

(昭38規則77・平12規則30・平12規則127・平26規則21・一部改正)

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

(昭38規則77・平12規則30・平12規則127・一部改正、平26規則21・旧第4条繰上・一部改正、令5規則7・一部改正)

(物資の保管等に係る公用令書等)

第3条 災害救助法施行規則(昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用令書(別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで)
- (2) 公用変更令書(別記様式第2号)
- (3) 公用取消令書(別記様式第3号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳(別記様式第4号)に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記

録しなければならない。

(平12規則127・一部改正、平26規則21・旧第5条繰上・一部改正)

(受領調書の作成)

第4条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調書(別記様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平12規則127・平19規則44・一部改正、平26規則21・旧第7条繰上・一部改正)

(損失補償請求書)

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(平12規則127・一部改正、平26規則21・旧第8条繰上・一部改正)

(従事命令に係る公用令書等)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 公用令書(別記様式第7号)

(2) 公用取消令書(別記様式第8号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第9号)に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(平12規則127・一部改正、平26規則21・旧第9条繰上・一部改正)

(救助に従事できない場合の届出)

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(平12規則127・平19規則44・一部改正、平26規則21・旧第11条繰上・一部改正)

(実費弁償)

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(平12規則127・全改、平26規則21・旧第12条繰上・一部改正、令5規則7・一部改正)

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

(平26規則21・旧第13条繰上・一部改正)

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

(平19規則44・一部改正、平26規則21・旧第14条繰上・一部改正)

(扶助金支給申請書等)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(平12規則127・一部改正、平26規則21・旧第15条繰上・一部改正)

(市町村長への通知)

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

(平12規則127・全改、平16規則52・一部改正、平26規則21・旧第16条繰上・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則（昭和29年栃木県規則第1号）

災害救助隊規定（昭和28年栃木県規則第70号）

附 則（昭和35年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則（昭和36年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年5月1日から適用する。

附 則（昭和36年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年9月15日から適用する。

附 則（昭和38年規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年6月16日から適用する。

附 則（昭和40年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年規則第82号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年規則第89号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年規則第88号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成9年4月

1日から適用する。

附 則（平成10年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第30号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第127号）

この規則は、公布の日から施行する。第1条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成12年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成14年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第33号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の1の部(2)の項のイ、6の部(1)の項及び(3)の項並びに10の部(3)の項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の(1)の項の表（医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。）の規定は、平成24年4月6日から適用する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の(1)の項の表（救急救命士に係る部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の(1)の項の表（救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第2の(1)の項の表（医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の(1)の項の表（薬剤師、診療放射

線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の(1)の項の表（医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、令和3年6月18日から適用する。

附 則（令和5年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第28号）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条中災害救助法施行細則別記様式第7号（裏面）の改正規定（「第31条」を「第32条」に改める部分に限る。）並びに第5条中栃木県漁業調整規則第35条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び同規則第36条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

別記様式第1号の1(第3条関係)

保	管	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

栃木県知事 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

保	管	第	号
---	---	---	---

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印

栃木県知事 様

別記様式第1号の2(第3条関係)

収	用	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

収	用	第	号
---	---	---	---

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)



栃木県知事 様

別記様式第1号の3(第3条関係)

管	理	第	号
---	---	---	---

公 用 令 書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

施設の名称	種 類	所 在 の 場 所	管理の範囲	期 間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

管	理	第	号
---	---	---	---

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称)



栃木県知事 様

別記様式第1号の4(第3条関係)

使用 (土地 家屋 物資) 	第 号
---	--------------------------

公 用 令 書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

栃木県知事 印

記

区 分	種 類	数 量	所在の場所	範 囲	期 日	引渡時期
土 地		/				/
家 屋		/				/
物 資				/		

----- 切 取 線 -----

受 領 書

使用 (土地 家屋 物資) 	第 号
---	--------------------------

上記公用令書を受領した。

年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印

栃木県知事 様

別記様式第2号(第3条関係)

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づき先に交付した 公用令書を、下記のとおり
変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事

印

記

物資の種類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれに応じた項目を記載の欄に設け、変更の内容
を記載すること。)

..... 切 取 線

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 年 月 日

受 領 書

上記公用変更令書を受領した。

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

㊦

栃木県知事 様

別記様式第3号(第3条関係)

公用取消令書 発付番号	第	号
公用令書発付 番号年月日	第	号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第9条の規定に基づく 必要としなくなったので、災
害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事 印

----- 切 取 線 -----

公用取消令書 発付番号	第	号
公用令書発付 番号年月日	第	号 年 月 日

受 領 書

上記公用取消令書を受領した。
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印

栃木県知事 様

別記様式第4号(第3条関係)

公用令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	年 月 日

強制物件台帳

所有者 住所(所在地)

氏名(名称)

占有者 住所(所在地)

氏名(名称)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考 (変更理由) (その他)
公用 令書の 内容								
変更事 項及び その理 由								
取消 理由								
損失 補償欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年月日	備考		

受 領 調 書

災害救助法第9条によって収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。

この事実を証するため、受領調書を2通作成し、各1通所持するものとする。

年 月 日

栃木県職員

受領者氏名



物資所有者(又は占有者)

立会人氏名



記

- 1 受領した都道府県名
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

別記様式第6号(第5条関係)

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

損失補償請求書

請求額 円

内訳 別紙損失補償額算出明細書及び受領調書写のとおり、上の金額を下記の理由により請求する。

記

請求理由

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称)



栃木県知事 様

別記様式第7号(第6条関係)

(表面)

公用令書 発付番号	第 号	公 用 令 書
--------------	-----	---------

住 所(所在地)
職 業(事業の種類)
氏 名(名 称) 様
年 月 日生

上の者、災害救助法第7条の規定に基づき次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
出頭すべき日時及び場所	

〔法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。〕

年 月 日

栃木県知事 印

----- 切 取 線 -----

公用令書 発付番号	第 号	受 領 書
--------------	-----	-------

上記公用令書を受領した。

年 月 日 午前 時 分
午後

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印

栃木県知事 様

(裏面)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭できない場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りでない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6月以下の拘禁刑、又は30万円以下の罰金に処せられる。

別記様式第8号(第6条関係)

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書発付 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所(所在地)
職 業(事業の種類)
氏 名(名 称) 様

災害救助法第7条の規定に基づき先に交付した公用令書は、その必要がなくなったので災害救助法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日

栃木県知事 印

..... 切 取 線

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 番 号 年 月 日	第 号 年 月 日

受 領 書

上記公用取消令書を受領した。

年 月 日 午前 午後 時 分

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 印

栃木県知事 様

別記様式第9号(第6条関係)

公用令書 発付番号	第	号
公用令書 発付年月日	年	月 日

救助従事者台帳

住 所
職 業
氏 名

年 月 日生

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
公用令書取消理由	

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支 給 年 月 日	備 考	

(第1面)	(第4面)
災害救助法第10条の規定による 立入検査 証 票	注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は 譲渡してはならない。 2 この証票は 年 月 日ま で有効とする。 3 この証票は、有効期間が経過した り、又は不用になったときは、速や かに返還しなければならない。
11 cm	17cm

(第3面)	(第2面)
災害救助法抜粋 (指定行政機関の長等の立入検査等) 第6条 略 2 略 3 前2項の規定により立ち入る場合 においては、あらかじめその旨をその 場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第1項又は第2項の規定に より立ち入る場合は、その身分を示 す証票を携帯しなければならない。 5 第1項及び第2項の規定による権限 は、犯罪捜査のために認められたも のと解釈してはならない。 (都道府県知事の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を 管理し、土地、家屋若しくは物資を 使用し、物資の保管を命じ、又は物 資を収用するため必要があるとき は、都道府県知事は、当該職員に施 設、土地、家屋、物資の所在する場 所又は物資を保管させる場所に立ち 入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第1項の規定 により物資を保管させた者に対し、 必要な報告を求め、又は当該職員に 当該物資を保管させてある場所に立 ち入り検査をさせることができる。 3 第6条第3項から第5項までの規定 は、前2項の場合に準用する。	第 号 所属庁 職 名 氏 名 年 月 日交付 栃木県知事 印

別記様式第12号(第11条関係)

災害救助法による 療養、休業
障害、遺族
葬祭、打切 扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給を別紙 を添えて申
請する。

年 月 日

住 所
氏 名



栃木県知事 様

番 号
年 月 日

市町村長 様

栃木県知事 印

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行
うこととすることについて

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による救
助を実施するにあたり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、下記1の救助に関する
事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

1 事務の内容

2 期 間

令和 7 年度 災害 救助 基準

令和 7 年 4 月 現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 360 円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000 円(税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 360 円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季 (4 月～9 月) 冬季 (10 月～3 月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）第 8 条により
知事が別に定める実費弁償の額（令和 7 年度）（令和 7 年 7 月 1 日施行）

1 災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 5 号までに規定する者

災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職種	日当	超過勤務手当 (1 時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	24,200 円	4,840 円	職員の給与に関する 条例（昭和 27 年栃木 県条例第 1 号）の摘要 を受ける職員に支給 する旅費の例により 算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士 栄養士 管理栄養士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科技工士	15,400 円	3,080 円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,200 円	3,040 円	
救急救命士	14,600 円	2,920 円	
保育士 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 精神保健福祉士 公認心理士 相談支援専門員	15,100 円	3,020 円	
土木技術者 建築技術者	15,100 円	3,020 円	
大工	31,300 円	6,260 円	
左官	32,300 円	6,460 円	
とび職	29,300 円	5,860 円	

2 災害救助法施行令第 4 条第 6 号から第 11 号までに規定をする者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。

市町別災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口 (令和2年国勢調査 の結果に基づく)	住家滅失世帯数		市 町 村 名
	(1)	(2)	
5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上	20世帯以上	茂木町、市貝町、塩谷町、芳賀町
15,000人以上 30,000人未満	50世帯以上	25世帯以上	那須烏山市、益子町、野木町、 高根沢町、那須町、那珂川町
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上	30世帯以上	矢板市、さくら市、上三川町、 壬生町
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上	40世帯以上	鹿沼市、日光市、真岡市、 大田原市、下野市
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上	50世帯以上	足利市、栃木市、佐野市、小山市、 那須塩原市
300,000人以上	150世帯以上	75世帯以上	宇都宮市

- (注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。
- 2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。
- 3 滅失世帯数(2)は、滅失世帯数が(1)の世帯数には達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、その滅失世帯の合計が、1,500世帯以上に達した場合に適用する。